

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

### 1. はじめに（社長のコミットメント）

#### 「運輸安全マネジメントの取り組みにあたって」

当社は、昭和51年4月の開業以来、安全で快適な輸送サービスの提供を経営の根幹として、事業を展開してまいりました。

昨年度の運転事故防止全社目標のうち有責重大事故は6年連続して「ゼロ」を達成することができました。また有責事故10件以内については11件と目標数値に収まらず、車内事故2件以内については2件と達成はできたものの、削減には至りませんでした。有責事故の発生が年間11件中、4月に4件、9月に3件と発生に偏りがみられる形となっています。

本年度は有責事故の件数を削減できるよう、10件以内を目指して取り組んでまいります。

お客さまに「安全」「安心」「快適輸送」を提供できるよう、全社を挙げて目標達成に向け邁進してまいります。

2024年4月1日

和歌山バス株式会社

取締役社長 佐伯 一也

### 2. 輸送の安全に関する基本的な方針

#### — 安全方針 —

- 「基本動作」を守り、「安全」「安心」「快適輸送」に努めます。
- いかなる時も「法令」「規程」「規則」を守ります。
- 自然災害発生時には、安全確保を最優先します。
- 日頃からお客さまの立場で考え、技術やサービスの向上に励みます。

### 3. 輸送の安全に関する取組

- (1) 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、安全管理規程に定められた事項及び関係法令等を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
- (6) グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

### 4. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

#### 2024年度 運転事故防止全社目標

##### 〔重点目標〕

有責重大事故 「ゼロ」

その他有責事故 10件以内

##### 〔安全重点施策〕

- ・ 交差点内の事故防止
- ・ 脇見運転の防止
- ・ マイクを活用した車内事故防止

公共交通機関としての使命を果たし、さらにお客様からの信頼を得るために上記目標の達成のため、全力で取り組んでまいります。

※目標の達成状況につきましては、2024年度終了後に当社ホームページ上で公表いたします。

【達成状況】 2023 年度 運転事故防止全社目標

|                     | 目 標    | 結 果      |
|---------------------|--------|----------|
| 重大事故                | 0 件    | 0 件      |
| 有責事故                | 10 件以内 | 11 件     |
| 車内事故                | 2 件以内  | 2 件      |
| 公私にわたる飲酒事案・スマホ事案の根絶 | 0 件    | 飲酒事案 1 件 |

## 5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

### (1) 各種運動教育指導の取り組み

|   | 教 育・指 導           | 時 期           | 内 容  |
|---|-------------------|---------------|--|
| ① | 全国交通安全運動          | 4月上旬<br>9月下旬  | 広く交通安全思想の普及促進を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通事故防止の徹底を図る。 |
| ② | お客様第一運動           | 5月中旬<br>10月下旬 | 積極的なマイク活用により、車内転倒事故等を防止し、輸送サービス向上を図る。                      |
| ③ | 交通事故防止県民運動        | 7月中旬<br>12月上旬 | 県民一人ひとりに正しい交通ルールと人にやさしい交通マナーの実践を呼びかけ県民総ぐるみで交通事故の防止を図る。     |
| ④ | 車内事故防止キャンペーン      | 7月            | 車内事故が依然として後を絶たないことから全国一斉にキャンペーンを実施し啓発を図る。                  |
| ⑤ | 年末年始の輸送等に関する安全総点検 | 年末年始          | 年末年始の安全総点検の趣旨を徹底し責任事故の絶無を図る。                               |
| ⑥ | 全国火災予防運動          | 3月初旬          | 火災予防思想の普及促進を図る。車両火災を防止し、安全な輸送を確保する。                        |
| ⑦ | 全国労働衛生週間          | 10月初旬         | 労働衛生に関する意識を高揚させ、運転者の健康維持を図り輸送の安全を確保する。                     |

### (2) 社内の教育及び研修

#### ①運転者教習（在籍運転士全員に毎年）

- ・「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の内容に基づき実施
- ・接客接遇指導、コンプライアンス講習

#### ②初任運転者教習(新規採用時)

- ・初任運転者に対する特別な指導教習（「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の内容）
- ・接客接遇指導

- ③準初任運転者教習（大型貸切・高速バス運転士新規任命時）
  - ・準初任運転者に対する特別な指導教習（「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の内容）
  - ・冬期凍結積雪路走行対応指導
- ④高齢運転者教習（適齢診断受診後）
  - ・高齢運転者に対する特別な指導教習（「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の内容）
- ⑤事故惹起運転者(随時)
  - ・事故惹起者に対する特別な指導教習（「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の内容）
- ⑥担当者による添乗巡視(随時)
  - ・添乗票に評価を記録する
- ⑦早朝点呼立会指導(随時)
  - ・営業部主導で管理職が指導を行う
- ⑧ターミナル街頭指導(随時)
  - ・駅ターミナルや街頭での指導
- ⑨特別教習(随時)
  - ・事故や苦情惹起者対象に教習の実施
  - ・乗務態度ならびに運転技術面の基礎を再教習
  - ・再発者には外部機関（NASVA）の特別診断を受診させ原因の究明
- ⑩指導運転士養成及び育成教習(随時)
  - ・法令及び諸規程、実技運転、事故防止マイク活用指導等、初任運転者教習時に同乗して育成方法の習得

### （3）営業所における教育及び研修

- ①監督者による添乗巡視：随時（所長、副所長、助役による添乗指導、巡視）
- ②デジタルタコグラフによる：随時（安全運転評価を行い、必要に応じて指導）
- ③ターミナル街頭指導：随時（運転士の定点指導）
- ④高齢者及び学童生徒の安全乗降啓発：随時（当該旅客の多い停留所での啓発活動）
- ⑤特別教習：随時（事故や苦情惹起者を対象に教習の実施）
- ⑥運転士個別面談：随時（各種運動・適性診断・健康診断結果に応じて面談）
- ⑦ドライブコーダー活用：随時（事故の分析や未然防止の教育）
- ⑧適性診断の実施及び教習：随時（機器を導入し一般診断を社内で行い、個別教習も同時に行う）
- ⑨安全情報の提供(全運転士)：年4回（一般的な指導及び監督指針に沿った内容）

### （4）会議及び社外講習

- ①管理者会議(毎月)
  - ・運輸安全マネジメント関係報告等を行う。
  - ・事故発生状況報告を行う。
  - ・各種運動の啓発と浸透を図る。
  - ・各部業務連絡を行う。

- ②事故防止会議(本社と営業所：毎月)
  - ・事故防止に対する対応策の策定及び検討
- ③運転事故防止対策会議(営業所内：毎月)
  - ・本社からの連絡事項の確認、事故防止対策、運転士情報の共有
- ④営業部連絡会議（営業部と営業所：随時）
  - ・営業部内の情報共有と課題協議
- ⑤運行管理者講習(対象者：年間2回)
  - ・一般講習（事故対策機構）
- ⑥整備管理者講習(対象者：年1回)
  - ・選任前研修又は選任後研修（運輸支局）
- ⑦旅客自動車安全運転研修（年2回）
  - ・専門施設で指導員による安全運転研修
- ⑧運行管理者(助役)研修(随時)
  - ・運行管理者のスキルアップ（NASVA）
- ⑨外部講習への参加(随時)
  - ・国土交通省認定セミナー（ガイドライン、リスク管理、内部監査、運輸防災）
  - ・バス協会主催等会議の参加（飲酒講習会他）
  - ・近畿運輸局主催等会議の参加（事故防止セミナー他）
  - ・NASVA 適性診断活用講座の参加
- ⑩外部講師による教育(随時)
  - ・飲酒運転防止、安全運転講座等

## 6. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

|   | 方法         | 時期 | 内容  |
|---|------------|----|---|
| ① | 取締役会       | 随時 | 安全マネジメントの決定。<br>安全方針の徹底、進捗状況の把握を行う。                                 |
| ② | 管理者会議      | 毎月 | 運輸安全マネジメント関係報告等を行う。<br>事故発生状況報告を行う。<br>各種運動の啓発と浸透を図る。<br>各部業務連絡を行う。 |
| ③ | 事故防止対策会議   | 毎月 | 事故防止に対する対応策の策定及び検討  |
| ④ | 営業部連絡会議    | 随時 | 営業部内の情報共有・課題協議  |
| ⑤ | 運転事故防止対策部会 | 毎月 | 本社からの連絡事項の確認、事故防止対策、<br>運転士情報の共有                                    |
| ⑥ | 経営協議会      | 随時 | 労使間での協議の場を活用して、安全に対す<br>る意識と情報の共有を図る                                |
| ⑦ | 役員巡視       | 随時 | 役員による現場安全巡視   |

|   |     |    |   |
|---|-----|----|---|
| ⑧ | その他 | 随時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社長、部長、所長達による示達</li> <li>・業務連絡による連絡・指示</li> <li>・ヒヤリハットの収集・共有</li> <li>・事故状況の共有</li> <li>・グレット掲示、リーフレット等の印刷物による通知</li> <li>・運輸業他社局事故報道記事の掲出</li> </ul> |
|---|-----|----|---|

## 7. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

同条第11号に関する報告(路上故障) 13件  
 上記以外の事故はございません。

## 8. 輸送の安全に関する投資及び実績額

輸送の安全性向上を目的とした取り組み金額は、つぎのとおりであります。  
 2023年度結果

- ① 車両関係 91,047千円(ノンステップバス購入・ICカード関係等)
- ② 施設関係 1,413千円(アルコールチェッカー保守・ドラレコ保守等)
- ③ 安全衛生関係 262千円(感染症予防対策等)
- ④ 教育関係 2,076千円(教材購入・無事故賞・講習手数料等)

## 9. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

バスジャック統一対応マニュアル【別紙-1】のとおり。

## 10. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成するために、以下の必要な計画を作成し具体的に取り組んでまいります。

- ① 管理者会議及び事故防止対策会議の開催
  - ・運輸安全マネジメント関係報告等を行う。
  - ・事故報告とその分析から対策を立案し実行する。
  - ・各種運動の啓発と浸透を図る。
  - ・飲酒運転撲滅のための運動と啓発を行う。
  - ・本社各部及び営業所間で業務連絡を行う。
- ② 訓練及び研修
  - ・「輸送の安全に関する教育及び研修の計画」に準ずる。

- ③ 安全運動及び行事等
  - ・全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検等の安全運動等
  - ・無事故表彰式の開催（6月・12月）
- ④ 外部団体の主催する優良運転者表彰等への推薦
  - ・近畿運輸局の道路運送事業等運転者永年勤続局長表彰等への推薦
  - ・日本バス協会の優良バス運転者に対する会長表彰への推薦
  - ・和歌山県交通安全協会の優良運転者表彰への推薦
- ⑤ 健康に起因する事故の防止対策
  - ・健康診断結果を基に運転士へのケアの実施
  - ・睡眠時無呼吸症候群検査実施（前回検査から5年経過の者、新規採用者）

## 1 1. 事故・災害に関する報告連絡体制

バスジャック統一対応マニュアルに準ずる。【別紙2】

## 1 2. 輸送の安全に関する内部監査と結果及びそれを踏まえた措置内容

### 内部監査の実施について

- ① 実施時期 2025年2月中に実施
- ② 内部監査委員会

|      | 役 職          |
|------|--------------|
| リーダー | 営業部次長        |
| 委員   | 総務部次長        |
| 委員   | 和歌山バス那賀 業務課長 |
| 委員   | 和歌山バス那賀 副所長  |

- ③ 監査方法 内部監査手順書に基づき監査委員による経営トップ（社長及び安全統括管理者）に対するインタビューと営業所への立入監査及び所長へのインタビュー
- ④ \*当該監査を受ける部署の委員を除く

### 内部監査後の手続き

内部監査終了後、管理者会議に監査結果を報告し、見直すべき点があれば、適正な是正措置及び予防措置を検討する。是正計画を立案し、改善結果の報告を受けてフォローアップ監査を実施して確認のうえ記録を保管する。

マネージメントレビューにて振り返りを行い、次年度以降に継続的な改善を要する場合は業務に反映することとする。

## 内部監査の実施結果（2023年度）

### 監査日時

|                |       |                       |
|----------------|-------|-----------------------|
| 2024年          | 2月22日 | 経営トップ兼安全統括管理者へのインタビュー |
|                |       | 和歌山営業所帳票類の確認          |
|                |       | 和歌山営業所長へのインタビュー       |
|                |       | 那賀営業所帳票類の確認           |
|                | 3月1日  | 那賀経営トップへのインタビュー       |
|                |       | 那賀安全統括管理者へのインタビュー     |
| 那賀営業所長へのインタビュー |       |                       |

### 監査講評及び所見

- ① 経営トップ以下が現状把握に努めるとともに、運輸安全マネジメントの趣旨を十分理解し、必要な対策を講じることについて、適切な指示を行い輸送の安全に関して積極的に取り組み、関与していることを確認いたしました。
- ② 和歌山バス・和歌山営業所、和歌山バス那賀・那賀営業所とも帳票類関係の保管状況は良好であることを確認いたしました。

## 13. 安全統括管理者

取締役社長 佐伯 一也

## 14. 安全管理規程

別紙「安全管理規程」参照

以上